

滝 沢 市  
介護予防・日常生活支援総合事業  
単位数サービスコード表

令和6年6月1日から適用

第10版

- 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表
- 2 通所型サービス(独自)サービスコード表
- 3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

第1版	平成29年4月3日
第2版	平成29年4月10日
第3版	平成29年6月14日 (算定項目の表現を変更)
第4版	平成30年10月1日 (H30報酬改定対応)
第5版	令和元年5月9日 (R元要綱改正対応)
第6版	令和元年8月15日 (R元報酬改定対応)
第7版	令和3年4月1日 (R3報酬改定対応)
第8版	令和4年10月1日 (介護職員等ベースアップ等支援加算対応)
第9版	令和6年4月1日 (R6報酬改定対応)
第10版	令和6年6月1日 (R6報酬改定対応)

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位					
種類	項目										
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176 単位	日割の場合	÷30.4日	39 単位	1.176	1月につき	
	2111	訪問型独自サービス11日割		(2)1週に2回程度の場合	2349 単位	日割の場合	÷30.4日	77 単位	39	1日につき	
	1211	訪問型独自サービス12		ロ1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287 単位			287	287	1月につき
	2211	訪問型独自サービス12日割			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位		179	179	1日につき
	1321	訪問型独自サービス13			(3)1週に2回を超える程度の場合 ※要支援2	3727 単位	日割の場合	÷30.4日	123 単位	3,727	1月につき
	2321	訪問型独自サービス13日割							123	1日につき	
	2411	訪問型独自サービス21									
	2511	訪問型独自サービス22									
	2621	訪問型独自サービス23									
	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算			△12	1月につき	
	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷30.4日	1 単位減算		△1	1日につき	
	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算			△23	1月につき	
	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	÷30.4日	1 単位減算		△1	1日につき		
	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算			△37	1月につき		
	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	÷30.4日	1 単位減算		△1	1日につき		
	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算			△3	3	1回につき	
	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算		△2	2	1回につき	
	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算			△2	2	1回につき	
	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	10% 減算				1月につき	
	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	15% 減算				
	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の	12% 減算				
	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の	15% 加算					
	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の	15% 加算				1日につき	
	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の	15% 加算				1回につき	
8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の	10% 加算				1月につき		
8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の	10% 加算				1日につき		
8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の	10% 加算				1回につき		
8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5% 加算				1月につき		
8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の	5% 加算				1日につき		
8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の	5% 加算				1回につき		
4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算			200		1月につき		
4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算			100				
4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算			200				
6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算			50		1回につき		
6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	245/1000加算				1月につき		
6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	224/1000加算						
6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	182/1000加算						
6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の	145/1000加算						
6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の	221/1000加算					
6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の	208/1000加算					
6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の	200/1000加算					
6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の	187/1000加算					
6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の	184/1000加算					
6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の	163/1000加算					
6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の	163/1000加算					
6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の	158/1000加算					
6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の	142/1000加算					
6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の	139/1000加算					
6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の	121/1000加算					
6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の	118/1000加算					
6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の	100/1000加算					
6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の	76/1000加算					



### 3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

(滝沢市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメント)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	442 単位	442	1月につき	
	2201		(ケアマネジメントA) 高齢者虐待防止措置未実施減算	438 単位	438		
	2202		事業対象者・要支援1・2 4単位減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算	434 単位		434
	2203		442単位	業務継続計画未策定減算	438 単位		438
	4001	介護予防ケアマネジメント初回加算	ロ 初回加算	300 単位加算	300		300
	6132	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算	300 単位加算	300		300

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。